

鳥取県経営革新支援補助金採択審査要領

鳥取県が予算化している「経営革新支援補助金」（以下「補助金」という。）採択の審査は、この要領により行うものとする。

1 審査方針

補助金採択の可否に当たっては、中小企業者の取り組む経営革新計画の実施を支援し、県内産業の高付加価値化を推進するという趣旨に立ち、その施策効果が十分に発揮されるよう別紙に定める採択基準に基づき、厳正、公正かつ迅速に審査する。

2 審査方法

- (1) 商工労働部長は補助金採択に当たっては、「経営革新計画についての可否を決定するために知事が開催する承認審査会」（以下「審査会」という。）に諮り、その意見をもとに採択の可否を決定するものとする。
- (2) 審査員の構成は3に掲げるとおりとし、審査委員は申請内容について、別紙の評価項目により、評価を行う。
- (3) 別紙評価項目中、「1 県外委託に係る評価」に対して妥当性の可否を2段階評価し、審査員の過半数が妥当であると評価し、「2 補助金全般に係る評価」に対して5段階評価を行い、各審査員の各評価項目の合計点の平均が満点の6割以上の場合、採択できるものとする。
- (4) 審査会は原則として、毎月15日に開催する。ただし、当日が土日祝日である場合には、その直後の開庁日を行うものとする。

3 審査委員

- (1) 鳥取県商工労働部経済産業総室産業振興室長
- (2) 鳥取県商工労働部経済産業総室経営支援室長
- (3) 鳥取県信用保証協会の職員
- (4) 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの職員
- (5) 公益財団法人鳥取県産業振興機構の職員
- (6) その他鳥取県商工労働部の職員で企業経営について特に知識を有する職員

4 審査会の招集

審査会は商工労働部経済産業総室産業振興室長が招集する。

5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部経済産業総室産業振興室長が定める。

附則

この要領は、平成23年4月28日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

経営革新支援補助金採択基準

1 県外委託に係る評価

評価項目	評価の視点	評価の基準	
県外業者への発注の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・他に県内に対応できる事業者がないか ・県内の事業者では、他に比して高額、非効率であるなど、明らかに合理性を欠くものといえるか ・その他県外へ発注する妥当な理由があるか 		妥当である：○ 妥当でない：×

2 補助金全般に係る評価

評価項目	評価の視点	評価の基準	
経営革新計画との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・承認された経営革新計画の内容と整合しているか。 ・経営革新計画（別表2）の実施項目と整合しているか。 ・新規事業に係る取組であるか。（既存事業に係るものではないか。） 	5	優れている
		4	
		3	
		2	
		1	劣っている
補助事業内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・経営革新計画実現のために真に必要なものか。 ・補助金を活用することによって計画達成に資する効果が見込まれるものか。 ・実施内容が具体的で、目標設定が適切であるか。 	5	優れている
		4	
		3	
		2	
		1	劣っている
実施体制・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施体制は妥当であるか。（自社内の体制、外部機関との協力体制など） ・スケジュールの設定、管理手法は妥当であるか。 	5	優れている
		4	
		3	
		2	
		1	劣っている
所要経費の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・積算根拠が明確であるか。 ・必要最低限の経費となっているか。 	5	優れている
		4	
		3	
		2	
		1	劣っている
合 計 点			